

奈良県告示第二百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第三項の規定により指定した奈良県指定代理金融機関の指定を次のとおり取り消した。

なお、平成二年九月奈良県告示第三百十二号（奈良県指定代理金融機関の指定）は、平成二十年九月三十日限り廃止する。

平成二十年九月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 名称

株式会社りそな銀行

二 取扱事務

奈良県営競輪場における奈良県営競輪事業費特別会計に属する公金の支払及び県歳入の収納

三 取消年月日

平成二十年九月三十日